

## 庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 5 月 16 日

案件名	小田急多摩線延伸促進事業の今後の進め方について													
所管	都市建設	局区	まちづくり計画	部	交通政策	課	担当者		内線					
概要	平成28年4月の交通政策審議会答申において示された収支採算性の確保等の課題解決を図るため、「小田急多摩線延伸に関する関係者会議」を設置し、調査検討を行ってきた。ここで、一定の改善が図られたことから調査結果を公表し、これまでの「調査研究」の段階から「関係者が事業参画を判断するための検討段階」へ移行するため、新たな協議会を設置する。 また、新たな協議会において、関係者が事業参画の判断に必要な調査を実施するため、追加経費を9月議会において補正予算要求するもの。													
審議内容(論点)	○今後の進め方及びスケジュールについて ○新たな協議会において実施する調査及び追加経費について													
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名		施策41 広域的な交流を支える交通体系の確立(小田急多摩線延伸促進事業)										
審議日	関係課長会議	令和元	年	5	月	8	日	政策調整会議	令和元	年	5	月	16	日
	局・区経営会議		年		月		日	政策会議	令和元	年	5	月	20	日
日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会上程時期					報道への情報提供		資料提供			
	パブリックコメント		なし	時期			議会への情報提供		なし					
	審議会等、協議会等の設置		なし	個人情報の目的外利用等			なし							
検討経過等	関係部局名の調整		関係部局名等			調整項目			調整状況					
			総務法制課、広聴広報課、企画政策課、財務課、都市計画課、相模原駅周辺まちづくり課、都市建設総務室			調査結果の公表 今後の進め方、スケジュール、追加経費			調整済					
	打合せ・会議の経過													
	月日		会議名等			内容								
	H30.11.9		関係課長打合せ			調査結果の公表、今後の進め方、スケジュール、追加経費								
H31.3.26		関係課長打合せ			調査結果の公表、今後の進め方、スケジュール、追加経費									
備考														
政策調整会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。					(政策会議)						
これまでの庁議での主な意見	<p>[関係課長会議] 小田急電鉄は延伸について、どのように考えているのか。調査結果を客観的に受けとめているといった印象である。</p> <p>[事務事業調整会議] ○段階的整備を選択した場合は、延伸は相模原までとなるのか。 唐木田～相模原を第1期整備区間として先行整備し、後に相模原～上溝を第2期整備区間として段階的に整備することを想定している。</p> <p>[政策調整会議] 関係者は「(仮称)小田急多摩線延伸に関する準備協議会」への参画に同意しているのか。関係者への参画依頼は庁議での意思決定後となるが、参画いただけるものと考えている。</p> <p>○開業想定年次の見直しを行った理由は、 平成28年の交通政策課審議会答申から「小田急多摩線延伸に関する関係者会議」での検討に3年を要したこと、また、今後、関係者間の合意形成に向けた協議及び事業化を見据えた詳細調査に3年程度の追加期間を見込み令和9年から6年後の令和15年に見直した。</p>													

## 事案の具体的な内容

### (1) 事案の概要

平成28年4月の交通政策審議会答申において示された収支採算性の確保等の課題解決を図るため、「小田急多摩線延伸に関する関係者会議」を設置し、調査検討を行ってきた。ここで、一定の改善が図られたことから調査結果を公表し、これまでの「調査研究」の段階から「関係者が事業参画を判断するための検討段階」へ移行するため「(仮称)小田急多摩線延伸に関する準備協議会」を設置する。

準備協議会においては、検討整備区間、開業目標年次、関係者が事業参画を判断するために必要となる調査や地質調査等を踏まえた概算建設費、及び将来計画人口を踏まえた輸送需要等の深度化、自治体間における費用負担の考え方等について検討する。

### (2) 事業スケジュール(予定)

- ・令和元年5月 「小田急多摩線延伸に関する関係者会議」調査結果の公表
- ・令和元年7月 「(仮称)小田急多摩線延伸に関する準備協議会」の設置  
7月開催予定の第1回準備協議会において、調査方針を決定し補正予算を要求する。
- ・令和元年～2年 関係者の事業参画の合意を目指す。  
事業参画の合意後は「事業実施の判断」を令和3年～4年で行い、関係者間での事業化の合意を目指す。

### (3) 市民等への周知

令和元年5月28日に「小田急多摩線延伸に関する関係者会議」の調査結果を公表する。

### (4) 検討体制

#### ○(仮称)小田急多摩線延伸に関する準備協議会

##### 【構成員】

- ・学識経験者(日本大学 岸井特任教授、芝浦工業大学 岩倉教授)
- ・鉄道事業者等(小田急電鉄、JR東日本横浜支社、鉄道・運輸機構)
- ・地方公共団体(東京都、神奈川県、多摩市、町田市、相模原市)

##### 【オブザーバー】

- ・国土交通省関東運輸局  
(仮称)小田急多摩線延伸に関する準備協議会の下に分科会を設置する。
  - ・(仮称)整備・運営計画検討分科会  
路線計画や運行計画、事業採算性の検討、深度化などの調査検討
  - ・(仮称)地方公共団体分科会  
関係地方公共団体における費用負担の考え方などの検討

### (5) 事業経費・財源

#### ○関係者が事業参画を判断するために必要となる調査費用

調査費用は町田市と相模原市で等分の負担

- ・平成31年度当初予算 1,000万円  
(主な調査事項:地質調査、ハード検討調査)
- ・令和元年度9月補正予算 5,000万円(債務負担行為設定(令和元年度～2年度))  
(主な調査事項:ハード検討調査、需要推計・収支計画等の深度化)  
本年度は1,500～2,000万円を想定

### (6) 財源確保の考え方

相模原市都市交通施設整備基金の充当も想定

### (7) 事業実施の効果

小田急多摩線延伸線の早期開業による相模総合補給廠一部返還地(約15ha)のまちづくりの進展、リニア中央新幹線との相乗効果により、首都圏南西部における広域交流拠点として更なる発展が図られる。

また、相模補給廠未返還地(約197ha)返還の促進に寄与することが期待される。

## 庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 令和元年 5 月 16 日

案件名	(仮称)生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例の制定及び関連条例の廃止について													
所管	環境経済	局	環境共生	部	水みどり環境	課	担当者		内線					
概要	条例等整備方針に基づき、緑化条例等の既存条例の見直しを行い、「水とみどりの審議会」からの答申を踏まえ、「(仮称)生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」を制定することとし、併せて関連性の強い「緑化条例」、「ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」及び「里地里山の保全等の促進に関する条例」を廃止することについて諮るもの													
審議内容(論点)	(仮称)生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例の制定について 今後のスケジュールについて													
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名	29 人と自然が共生する環境の形成「市民との協働による緑地の保全・活用事業」											
審議日	関係課長会議	平成31	年	4	月	16	日	政策調整会議	令和元	年	5	月	16	日
	局・区経営会議		年		月		日	政策会議	令和元	年	5	月	20	日
日程等調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会上程時期	令和元年9月			定例会議	報道への情報提供	なし				
	パブリックコメント	あり		時期	令和元年7月頃			議会への情報提供	部会	令和元年6月				
	審議会等、協議会等の設置	あり		個人情報の目的外利用等	なし									
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況							
	関係部局との調整	津久井地域環境課		条例(案)の構成及び内容				調整済み						
		環境政策課		条例(案)の構成及び内容				調整済み						
		総務法制課		条例(案)の構成及び内容				調整中						
	打合せ・会議の経過													
	月日		会議名等				内容							
	H28.5.18		関係課長会議(緑化条例改正)				相模原市緑化条例の改正の考え方について							
	H28.5.18		関係課長会議(生物多様性条例制定)				生物多様性の保全に係る理念条例の制定について							
	H28.10.24		関係課長打合せ会議				水とみどりの審議会に諮問する緑化条例改正案の内容について							
	H28.11.2		相模原市水とみどりの審議会				諮問							
H29.12.14		相模原市水とみどりの審議会				答申								
H30.4.27		関係課長会議(新条例制定の考え方)				生物多様性の保全に関する既存条例の整理・集約に伴う新規条例制定の考え方について								
H30.5.8		事務事業調整会議				上記内容について原案のとおり承認する(決裁処理)								
備考														
政策調整会議の結果等	原案を一部修正し、上部庁議へ付議する。(政策会議)													
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 水とみどりの審議会答申にある「特定外来生物」についてはどのように考えているか。 条例(案)第10条第3号に特定外来生物の防除について規定している。 「生物多様性の保全」については、次期総合計画の施策としても検討していると思うが、次期総合計画の施策として検討する中で、今回の新条例との整合を図りながら進めている。 今回の条例制定によって、道路事業へのデメリットとなる要素はあるのか。 他の公共施設と同様に、今回の条例制定ですぐに影響が生じることはないと考えている。 条例案第13条に「生産緑地内の緑地の保全」とあるが、第2条の緑地の定義に「良好な」という表現がある。休耕地でも生産緑地の制度上は問題ないが、緑地としての保全としてはどうなのか。 農地としての利用の観点から、条文の書きぶりについては修正させていただく。 新条例によって市の姿勢が変わる部分はあるのか。 市民に分かりやすい条例構成とし、生物多様性の取組を具体的にすることで前向きな姿勢を示すことになる。</p> <p>【事務事業調整会議】 現在、全庁的に総合計画の策定に向けて作業を進めているが、仮に作業スケジュールが変更された場合、この条例へ影響は生じるか。 基本的には、総合計画の作業スケジュールに左右されるものではないと考えている。 罰則規定については、勧告や公表に留めるとのことであるが、過料を設けない考え方は整理しておいた方がよい。 道保川公園などのホテルについては、この条例において何らかの制限がかかることになるのか。 生物多様性の保全という観点では、全くの別地域から持ち込みや持ち去りについては制限する予定である。</p> <p>【政策調整会議】 生物多様性の理念のほか、手続や規制等を一体的に規定した条例案であるが、他市において同様の条例はあるのか。 政令市では、神戸市に同様の条例があり、岡山市に理念的な条例があるが、全国的に見ると同様の条例は数少ない。</p>													

## 事案の具体的な内容

### 1 事案の概要

条例等整備方針に基づき、緑化条例等の既存条例の見直しを行い、「水とみどりの審議会」からの答申を踏まえ、「(仮称)生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」を制定することとし、併せて関連性の強い「緑化条例」、「ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」及び「里地里山の保全等の促進に関する条例」を廃止することについて諮るもの

### 2 新条例制定の考え方

#### (1) 審議会答申の反映

「水とみどりの審議会」から答申を受けており、条例改正に係る考え方、答申内容を踏襲しながら、生物多様性の保全に関する要素を組み込む。

#### (2) 自然環境と生物多様性の一体性の確保

「自然との共生を実現するための環境整備」や「生物多様性の保全に関する施策の一体的な展開」の実現に向けて、総合的な自然環境の保全の推進を図る条例として制定する。

#### (3) 条例等整備方針等に基づく既存条例の整理・集約

生物多様性の保全に関係性が深い3つの条例(緑化条例、ホタル条例、里山条例)を対象として、条例等整備方針に基づく既存条例の整理・集約を行う。

### 3 新条例制定の効果

(1) SDGsにも影響する「生物多様性」の概念を取り入れ、適時性を確保。

(2) 分かりやすい団体支援制度とし、生物多様性の保全の考え方を取り入れた活動を実施。

(3) 条例の整理・集約により、緑地保全等の施策を体系的に整理し、市の理念や責務を明記。

### 4 条文構成(案)

第1章 総則(目的、定義、基本理念、市や事業者等の責務、協働)

第2章 みどりの保全等(適切な保全、施設・地域制緑地、保存樹林・樹木、緑化の推進)

第3章 水辺環境及び里地里山の保全等(活動区域の申出・指定、活動団体の認定・解除)

第4章 活動支援及び普及啓発等(活動への支援、普及啓発、報告等の提出)

第5章 雑則(行為規制、土地の立入り、勧告・公表、委任)

### 5 新条例の名称

生物多様性の保全に関する概念を示すとともに、緑地・水辺環境・里地里山といった自然環境との共存、共生を意識した「生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」として制定。

### 6 事業スケジュール

平成30年4月 庁議「新条例制定に向けた考え方の整理」

5月～ 新条例制定に向けた検討・調整(審議会、団体ヒアリング、等)

平成31年4月 庁議「新条例の制定について」

令和元年6月 議会情報提供(部会)

パブリックコメント実施

8月 議会提案

9月 新条例公布

10月 新条例の施行に向けた周知、等

4月 新条例施行

第2回 政策会議 議事録

令和元年5月20日

1 小田急多摩線延伸促進事業の今後の進め方について

(説明者：まちづくり計画部長)

(1) 主な意見等

- 調査結果の公表に当たり、全区間整備と段階的整備の扱いはどのようにするのか。  
今回の調査結果において、全区間整備と段階的整備はあくまでも並列的なものとして取り扱う。ただし、小田急多摩線の延伸を一日も早く実現することは、首都圏南西部の広域交流拠点として市が更なる発展を遂げることにつながり、上溝駅までの全線整備、また更なる延伸にもつながっていくものと考えていることから、新たに設置を予定している「(仮称)小田急多摩線延伸に関する準備協議会」の場において、唐木田駅から相模原駅までの先行整備を軸に関係者と協議を進めていきたいと考えている。
- 補給廠一部返還地の開発により見込んでいる従業人口の増加は、今後変動する可能性はないか。  
新たなまちづくりの方向性を十分に踏まえ、引き続き調査していきたいと考えている。
- 横浜市営地下鉄の新百合ヶ丘駅への延伸については加味しているのか。  
加味していない。今回の調査結果には、延伸が確実にになっているものを反映させている。
- 起債をする場合、将来の利払いも必要となることを認識いただいた上で議論してもらいたい。
- 上溝地区や田名地区においては延伸に対する期待の声が高まっていることを踏まえ、丁寧な説明を行ってもらいたい。
- 当面の進め方としては、準備協議会を設置し、引き続き調査を深化させるとともに、補給廠一部返還地の新たなまちづくりの方向性や近隣の地方公共団体の動向を踏まえながら検討を進めてもらいたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

## 2 (仮称)生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例の制定及び関連条例の廃止について

(説明者：環境共生部長)

### (1) 主な意見等

- この時期に「生物多様性」を主とした条例を制定する理由は。  
「水とみどりの基本計画」の中間改定の際に、「生物多様性さがみはら戦略」を位置付けるとともに、生物多様性に関する条例の制定に向けた検討を行う旨を施策として盛り込んだ経緯がある。また、生物多様性に関する法律の制定や、水とみどりの審議会からの答申も踏まえて条例制定に向けた取組を進め、現在に至ったものである。
- 相模原市特有の内容なのか。  
「ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」及び「里地里山の保全等の促進に関する条例」は全国的に見ても特有のものと考えており、「緑化条例」も含めて、生物多様性の理念が共通することから、この3つの条例を一本化するものである。

「生物多様性の持続可能な利用」とはどのようなイメージなのか。

生物多様性の保全を図るだけでなく、希少な資源に着目し、人間の利用を絶やさないうち持続可能な形で利用するよう配慮する必要があるという趣旨である。

緑化条例を踏まえると、市の施設で緑化に努めて適正な保全を図ることが目的である一方、市民の利便性の向上を図るために樹木を伐採するケースも考えられるが、これを以って条例に反することになってしまうのか。

緑化に対する考え方は、施設の性格によってそれぞれであることも踏まえながら表現の仕方を検討していきたい。

### (2) 結果

原案のとおり承認する。

### (3) 特記事項

なし

以上